

小田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例施行規則等の一部改正（素案）

1 改正の背景

昨今のデジタル化の推進に伴い、保育所等の事業者等が作成、保存等を行うものや、保育所等と保護者との間の手続き等に関係するもので、書面により行うことが規定又は想定されている記録等を電磁的記録により行うことができるようにするため、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）が改正されました。

これらの改正を踏まえ、本市における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を改正するものです。

2 改正する規則

- ・小田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例施行規則
- ・小田原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

3 改正の内容

- (1) 小田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例施行規則

ア 特定教育保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」といいます。）は、規則上、書面等により行うことが規定されている又は想定されている記録等について、当該書面等に代えて電磁的記録により行うことができることとします。

イ 特定教育・保育施設等は、この規則の規定による書面等の交付又は提出について、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、保護者の承諾を得て、電磁的記録より行うことができることとします。

(2)小田原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

家庭的保育事業者、小規模保育事業者、居宅訪問型保育事業者及び事業所内保育事業者及びその職員は、規則上、書面等により行うことが規定されている又は想定されている記録等について、当該書面等に代えて電磁的記録により行うことができることとします。

4 施行予定日

公布の日